

令和4年8月豪雨に係る固定資産税の特例について（償却資産）

令和4年8月豪雨により、滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得又は改良した場合は、特例措置の対象となる場合があります。

この特例は、令和9年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、その後の4年度分の課税標準額について、価格の2分の1とする措置です（地方税法第349条の3の4）。なお、特例措置を受けるには申告が必要です。

1 特例対象者

被災償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

- ①代替償却資産として取得したもので、以下の条件を全て満たすもの
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
 - ・代替される被災償却資産は、除却等の処分がされていること。
- ②被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

3 代替償却資産の取得期間

令和4年8月4日から令和9年3月31日まで

4 特例の内容

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、代替償却資産に該当するものの課税標準額を2分の1に軽減します。

5 提出書類

- ①令和4年8月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
 - ②代替償却資産対照表
 - ③被災償却資産が災害発生時に所在したことを証する書類
 - ・令和4年度償却資産課税台帳及び種類別明細書（写し）

※被災償却資産については、本市に令和4年度の償却資産申告をしている場合で、種類別明細書を提出している方は不要です。ただし、令和4年1月2日から令和4年8月3日までの間に取得し、令和4年8月豪雨で被災した償却資産など、償却資産台帳に登録のない被災償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書（写し）等）を添付してください。
 - ④滅失又は損壊した旨を証する書類
 - ・被災証明（写し）、写真等
 - ⑤代替取得の場合は、被災償却資産を除却等処分したことが分かる書類（改良の場合不要）
※令和6年度の種類別明細書等で除却等の事実が確認できる場合は提出不要です。
 - ⑥代替償却資産を相続人や合併法人等が特例の適用を受ける場合は、以下の書類が必要です。
 - ・相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本（写し）等）
 - ・合併法人等の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本（写し）等）
- ◎①②については村上市ホームページよりダウンロードしてください。
◎必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

6 提出期限

代替償却資産を取得又は改良した翌年の1月末日まで

7 提出先及び問い合わせ先

村上市役所税務課 資産税室 電話番号 0254-75-8929（直通）